

(表紙)

都市防災事業計画(第6回変更)
(第7回変更)

茨城県守谷市

令和5年12月
令和6年3月

上段: 変更前[当初、第△回変更](黒字)
下段: 変更後[第○回変更](赤字)

(様式1)整備方針等

整備方針等

【防災まちづくりの現状及び課題】

(市域全域における防災上の現状及び課題)

守谷市は、茨城県の南西端、東京都心から40km圏内に位置し、東西7.5km、南北7.2km、面積35.71km²の市である。3方向を利根川、鬼怒川、小貝川に囲まれた島状の地形をなし、茨城県南部から千葉県北部にわたる大きな洪積台地である「常総台地」から枝状に伸びる猿島台地の東先端に位置している。平均海拔は概ね20mであり、台地表面は関東ローム層で覆われ、表土部分に注意すれば住宅地盤として良好な場合が多い。

昭和41年に首都圏近郊整備地帯の指定を受け、日本住宅公団(現都市再生機構)や民間事業者による大型宅地開発が計画された。昭和50～60年代には常磐自動車道が開通し、土地区画整理事業により都市基盤整備が行われ、都市化が急速に進んだ。平成17年にはつくばエクスプレスが開業し、新たな住宅団地(松並青葉地区)の開発や分譲マンションの供給等もあり、人口は現在も増加傾向にある。

市内には、計画的な市街地開発が行われている地区も多いが、古くからの集落や市街化調整区域の線引き以前からの開発による住宅地等においては、狭小幅員の道路が存在し、災害時の迅速な避難の妨げや子どもたちの交通安全の面から課題を抱えている。また、新市街地における人口増加に伴い、地震や洪水をはじめとする自然災害に備えた避難所計画の見直しも課題となっている。

(事業地区の現況及び課題)

■防災面

「守谷市地域防災計画」では、今後10年で30%、50年で80%の発生確率とされている茨城県南部地震(相模トラフ沿いのプレートの沈み込みに伴う地震で震源を茨城県南部とする)の被害は、最大で建物被害全壊棟数2,920棟、半壊棟数4,878棟、焼失棟数779棟と想定されている。こうした被害を最小限に抑えるため、避難所の指定、避難所への防災機材の設置、小中学校・事業所等への防災教育、自主防災組織への助成、市民参加型の防災訓練の実施、防災ガイドの作成などを行っているが、人口の増加等に伴い、避難所の見直しや避難所周辺の道路・防災空地などのハード面の整備も必要とされている。

■防犯・交通安全面

計画的に整備された市街地では、比較的、防犯・交通安全に配慮したまちづくりが行われているが、それ以外の市街地では、狭小幅員の道路の存在などが課題となっている地区も存在する。そのため、子どもたちの防犯対策及び交通安全の推進を図るため、市民と行政と警察が協力し、防犯パトロールや守谷市通学路交通安全プログラムに基づく通学路の安全点検、通学路の交通危険箇所への通学補助員の配置等を行っているが、危険箇所の道路改修などハード面の整備も必要とされている。

【整備方針】

(市域全域における防災上の課題解決のための整備方針)

本市においては、平成28年3月に「第二次守谷市総合計画 後期基本計画」を策定し、平成33年度を目標年次として、基本政策に「安全・安心に暮らせるまち」を掲げ、防災対策の推進、交通安全の推進、防犯対策の推進を定めている。また、平成30年4月に「守谷市地域防災計画(地震災害対策編)」を策定し、守谷市域に係る防災に関する事項を定めている。本計画では、これらの上位計画に基づき、各施設の計画的・総合的な整備を行う。

(事業地区の整備方針)

■防災対策の推進

災害発生後、避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き支援を必要とする被災者を対象とした避難所を見直すとともに、災害により、飲料水、食品、生活必需品の確保が困難な住民に対し、必要な物資、機材を供給するため、避難所に防災備蓄倉庫を設置する。また、避難所周辺については、災害時に安全な避難を行うため、狭小幅員の道路の拡幅や一時避難場所としての防災空地(公園)の整備等を行う。

■防犯対策・交通安全の推進

通学路等における子どもたちの危険を排除するため、警察、市民ボランティア、学校関係者と協力し、一体となって防犯対策・交通安全に取り組んでいく。道路上の危険箇所については、新たな歩道整備、注意喚起のための道路のカラー舗装を実施する。

計画事業一覧

都道府県名	茨城県	市町村名	守谷市	計画期間	令和元年度 ～ 令和6年度	
担当部局名	都市整備部 都市計画課 市街地計画グループ	担当者	(正) 笠木 隆裕 (副) 成島 和美 (副) 仲島 淳一	連絡先	TEL 0297-45-1111 (内線243) FAX 0297-45-2804 e-mail toshikei@city.moriya.lg.jp	

【都市防災総合推進事業】

事業区分		事業主体	事業地区名	地区面積 (ha)	都市防災総合推進事業 における事業期間		国費率	交付対象事業費（予定）額	
					開始年度	終了年度		（参考）事業費	（参考）国費
地区公共 施設等整備	事業計画						1 / 2		
	都市施設 (公園・緑地)						1 / 2 用地 1 / 3		
	地区公共	守谷市	守谷市地区	3,571	令和元年度	令和6年度	1 / 2 用地 1 / 3	1,224.7 (1/2:850.1、1/3:374.6)	502.3 (1/2:402.9、1/3:99.4)
	防災まちづくり拠点 (直接)	守谷市	守谷市地区	3,571	令和元年度	令和元年度	1 / 2 用地 1 / 3	1.7	0.9
	防災まちづくり拠点 (間接)						補助 1 / 2 全体 1 / 3		
	地区緊急避難施設 (直接)	守谷市	守谷市地区	3,571	令和3年度	令和3年度	1 / 2 用地 1 / 3	6.1	0
	地区緊急避難施設 (間接)						補助 1 / 2 全体 1 / 3		
合計								1,232.5	503.2

注) 補助事業費について百万円単位。

注) 該当のないメニューについては行を削除する等して、なるべく一枚に収まるよう作成してください。

注) 複合施設整備については、設計完了前に補助対象範囲を協議すること。

(様式3)関連事業[都市防災上の課題解決に関連する事業]

事業区分	事業主体	事業地区名	事業規模(面積、延長、幅員等)	総事業費 (国費ベース)	事業期間		事業実施状況	重点密集 市街地の有無
					開始年度	終了年度		
効果促進事業	守谷市	守谷市地区	防災空地整備(公園8箇所)	17.7 (9.5)	令和元年度	令和6年度	【目的】災害時の一時避難や災害対策活動拠点として活用できる公園を整備する。	×
効果促進事業	守谷市	守谷市地区	公園かまどベンチ設置(7箇所)	7.4 (3.7)	令和元年度	令和2年度	【目的】災害時の一時避難や災害対策活動拠点として活用できる公園を整備する。	×
効果促進事業	守谷市	守谷市地区	防災機材整備 (発電機、組立式トイレ、マンホールトイレ)	1.0 (0.5)	令和元年度	令和元年度	【目的】新設する避難所に災害時に必要な機材を整備する。	×
効果促進事業	守谷市	守谷市地区	市道カラー舗装 ・市道109号線(W=0.5m、L=100m) ・市道2257号線(W=0.3m×2、L=520m) ・市道2813号線(W=0.3m×2、L=285m) ・市道2819号線(W=0.3m×2、L=75m) ・市道2826号線(W=0.3m×2、L=50m) ・市道3094・3084号線(W=0.5m～2.0m、L=333m)	16.8 (5.6)	令和元年度	令和5年度	【目的】通学路の子どもの安全を確保する。	×
その他(単独事業等)	守谷市	守谷市地区	通学補助員配置 (各小学校交通危険箇所 16箇所、23名)	7.6 (0)	令和元年度	令和5年度	【目的】通学路の子どもの安全を確保する。	×
その他(単独事業等)	守谷市	守谷市地区	通学路合同安全点検 (学校、市、警察、県による合同安全点検実施 年1回)		令和元年度	令和5年度	【目的】通学路の子どもの安全を確保する。	×
その他(単独事業等)	守谷市	守谷市地区	小中学生への防災講和開催 (各小中学校巡回 年3回程度)		令和元年度	令和5年度	【目的】児童・生徒の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及、意識の高揚を図る。	×
その他(単独事業等)	守谷市	守谷市地区	守谷市発災対応型防災訓練実施 (市民、自治会、自主防災組織、消防団)		令和元年度	令和5年度	【目的】各関係機関相互及び市民と緊密な協力体制を確立するとともに応急対策の習熟及び市民の防災意識の高揚を図る。	×
その他(単独事業等)	守谷市	守谷市地区	避難行動要支援者登録実施		令和元年度	令和5年度	【目的】災害時に迅速な避難支援に役立てる。	×

注) 総事業費について百万円単位。

注) 地域防災計画、地震対策緊急事業五箇年計画等を参照し、関連部局と調整の上作成。

事業区分	事業主体	事業地区名	整備内容	重点密集市街地	国費率	交付対象事業費(予定)額 [国費ベース]							
						令和元年度以前	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降	計
災害危険度判定調査					1/3								
盛土による災害防止のための調査					1/2								
住民等まちづくり活動支援					1/3								
地区公共施設等整備	事業計画				1/2								
	都市施設(公園・緑地)				1/2 用地1/3								
	地区公共	守谷市	守谷市地区 区画整理事業道路新設 W=12.0m、L=261m	×	1/2 用地1/3	1.7	37.1	0		19.2	5.0		63.0
	地区公共	守谷市	守谷市地区 市道209号線歩道拡幅 W=7.0~10.0m⇒10.5m、L=594m	×	1/2 用地1/3						4.9		4.9
	地区公共	守谷市	守谷市地区 市道3194・3195・3196号線道路拡幅 W=2.7m⇒4.0~5.0m、L=461m	×	1/2 用地1/3	1.2	10.6	18.9	15.0	0.0	0.0		45.7
	地区公共	守谷市	守谷市地区 市道211号線歩道新設 W=6.5m⇒12.0m、L=870m	×	1/2 用地1/3	68.3	15.6	103.6	118.5	0.0	0.0		306.0
	地区公共	守谷市	守谷市地区 市道106号線歩道新設 W=7.0m⇒10.0m、L=300m	×	1/2 用地1/3					23.1			23.1
	地区公共	守谷市	守谷市地区 市道109号線歩道拡幅 W=11.0m⇒11.8m⇒ 13.1m 13.6m、L=800m	×	1/2 用地1/3				17.6	17.6			35.2
	地区公共	守谷市	守谷市地区 市道3094号線歩道新設 W=6.0m⇒9.5m、L=103m	×	1/2 用地1/3			7.7	16.7				24.4
	防災まちづくり拠点(直接) ※R2以降経過措置		防災倉庫整備 1基設置	×	1/2 用地1/3	0.9							0.9
	防災まちづくり拠点(間接) ※R2以降経過措置				補助1/2 全体1/3								
	地区緊急避難施設(直接)		防災倉庫整備 4基設置	×	1/2 用地1/3			0.0					0.0
	地区緊急避難施設(間接)				補助1/2 全体1/3								
都市防災不燃化促進	不燃化促進調査				1/3								
	不燃化促進				1/2								
木造老朽建築物除却事業					1/3								
復興まちづくり総合支援事業	復興まちづくり計画策定支援				1/2								
	復興に向けた公共施設等整備(防災・避難)				1/2 (景観地区等1/3)								
	復興に向けた公共施設等整備(防災)				1/3								
合計						72.1	63.3	130.2	167.8	59.9	9.9		503.2

(様式5)年度別事業計画【参考】

○補助額の内訳

【上段:当初(変更前)、下段:変更後】【百万円単位】

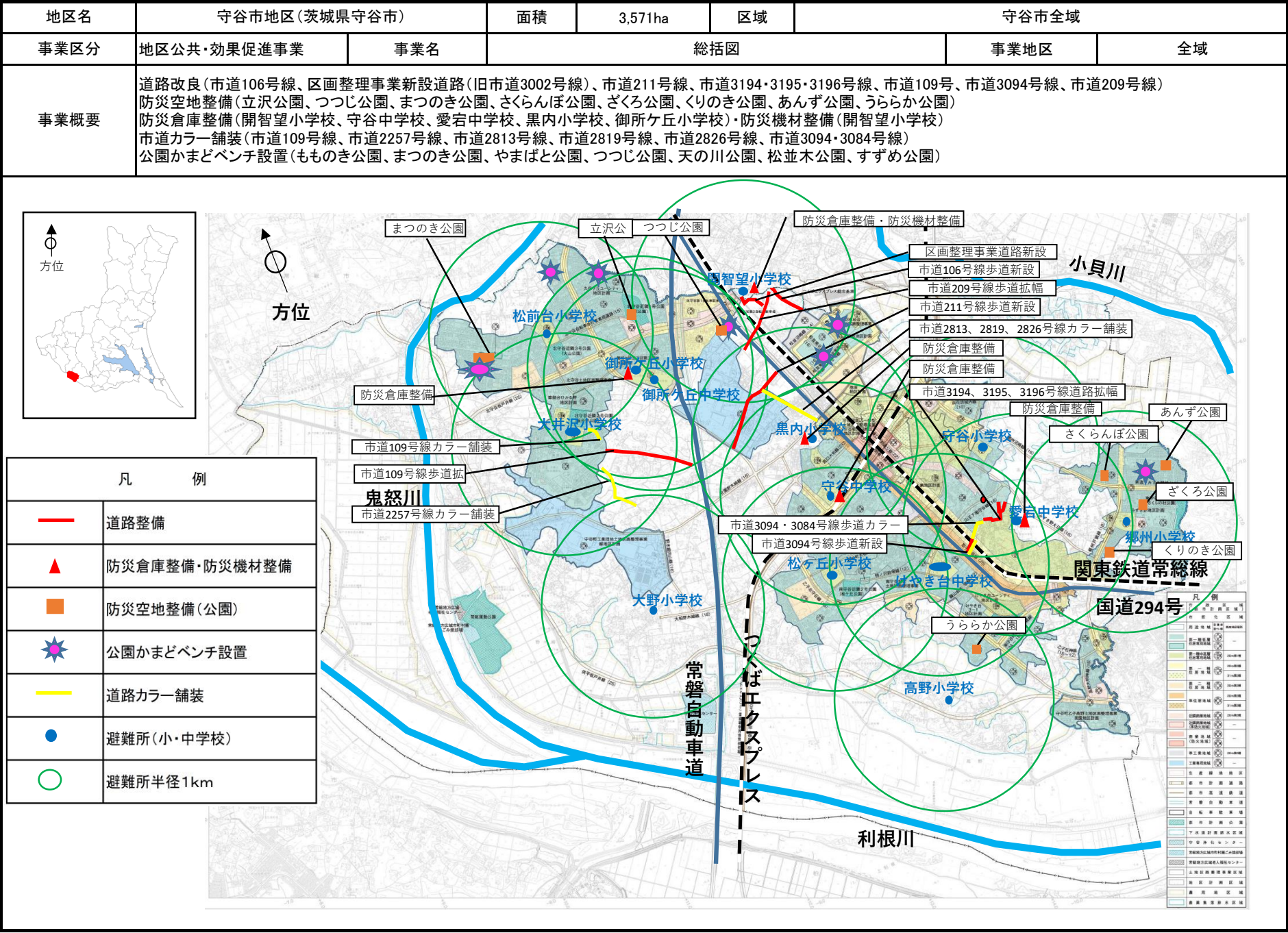
事業地区名	整備内容	整備の内訳	国費率	令和元年度以前	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降	計
守谷市地区	区画整理事業新設道路	用地以外	1/2	1.5	0	0		19.2	4.0		24.7
		用地	1/3	0.2	37.1				1.0		38.3
	市道209号線歩道拡幅	用地以外	1/2						3.7		3.7
		用地	1/3						1.2		1.2
	市道3194・3195・3196号線道路拡幅	用地以外	1/2		10.6	18.9	15.0	0	0.0		44.5
		用地	1/3	1.2							1.2
	市道211号線歩道新設	用地以外	1/2	55.0	15.6	94.7	96.1	0.0	0		261.4
		用地	1/3	13.3		8.9	22.4	0	0		44.6
	市道106号線歩道新設	用地以外	1/2					23.1			23.1
	市道109号線歩道拡幅	用地以外	1/2				17.6	17.6			35.2
	市道3094号線歩道新設	用地以外	1/2			0.2	10.1				10.3
		用地	1/3			7.5	6.6				14.1
	防災倉庫整備	用地以外	1/2	0.9		0.0					0.9
	合計			72.1	63.3	130.2	167.8	59.9	9.9		503.2

○用地取得面積

【上段:当初(変更前)、下段:変更後】【m2単位】

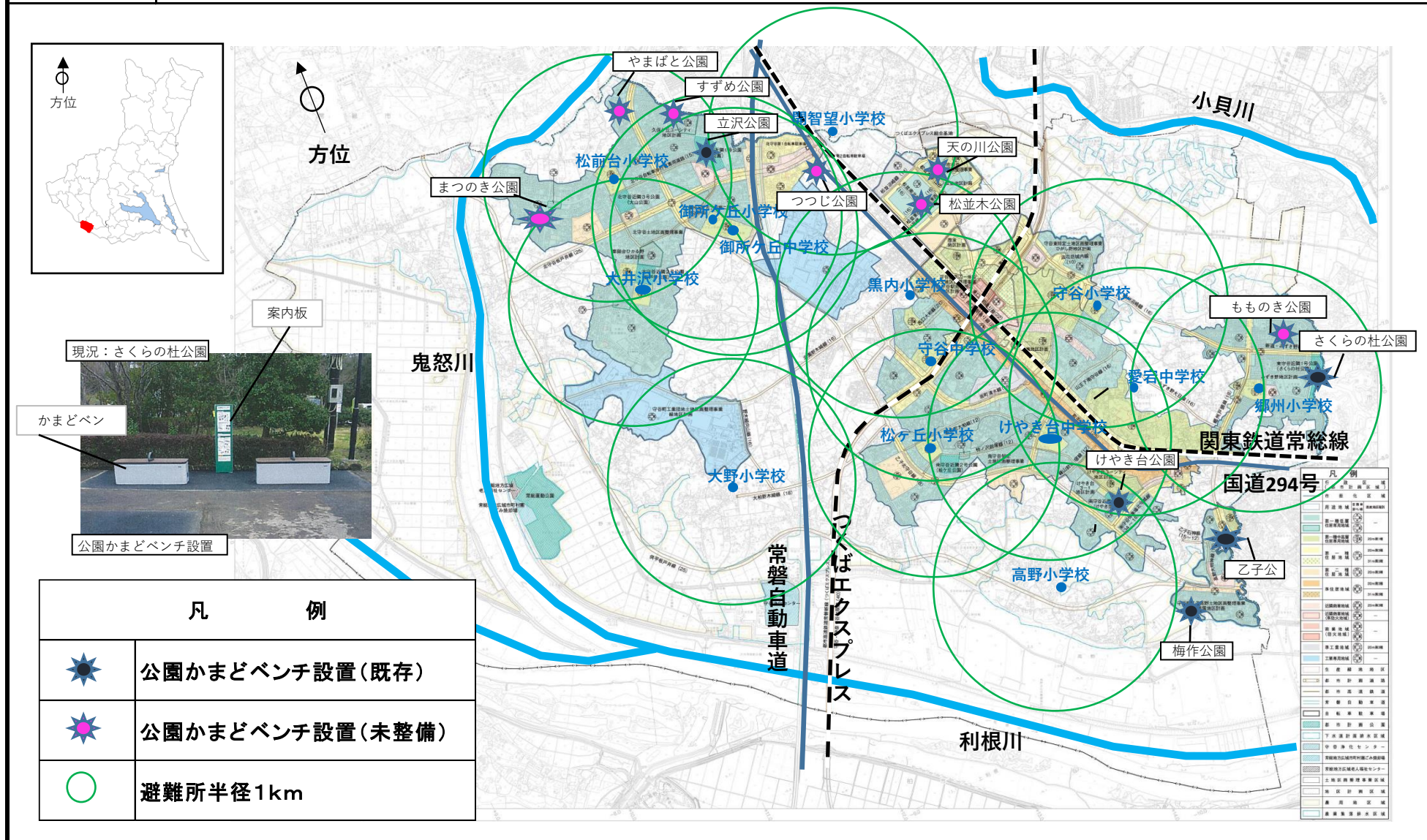
事業地区名	整備内容	整備の内訳	国費率	令和元年度以前	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降	計
守谷市地区	区画整理事業新設道路	用地	1/3	22	1,543				1,898		3,463
	市道209号線歩道拡幅	用地	1/3						1,755		1,755
	市道3194・3195・3196号線道路拡幅	用地	1/3	55							55
	市道211号線歩道新設	用地	1/3	1,698.15		211	1,029	459	459		3,856.15
	市道3094号線歩道新設	用地	1/3			278	260				538

(様式6) 現況図 等

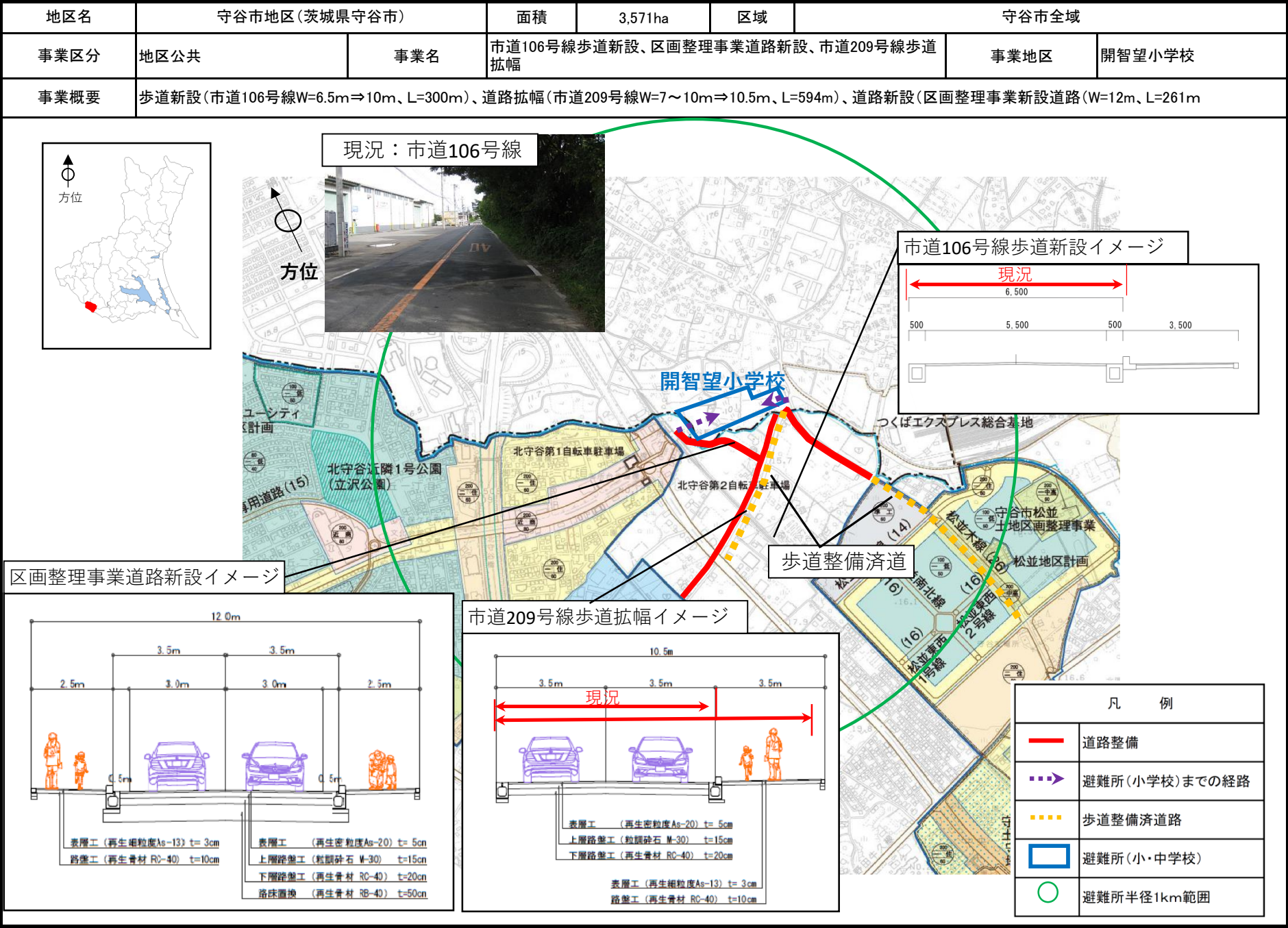


(様式6) 現況図 等

地区名	守谷市地区(茨城県守谷市)	面積	3,571ha	区域	守谷市全域
事業区分	効果促進事業	事業名	公園かまどベンチ設置	事業地区	全域
事業概要	公園かまどベンチ設置(もものき公園、まつのき公園、やまばと公園、つつじ公園、天の川公園、松並木公園、すずめ公園)				

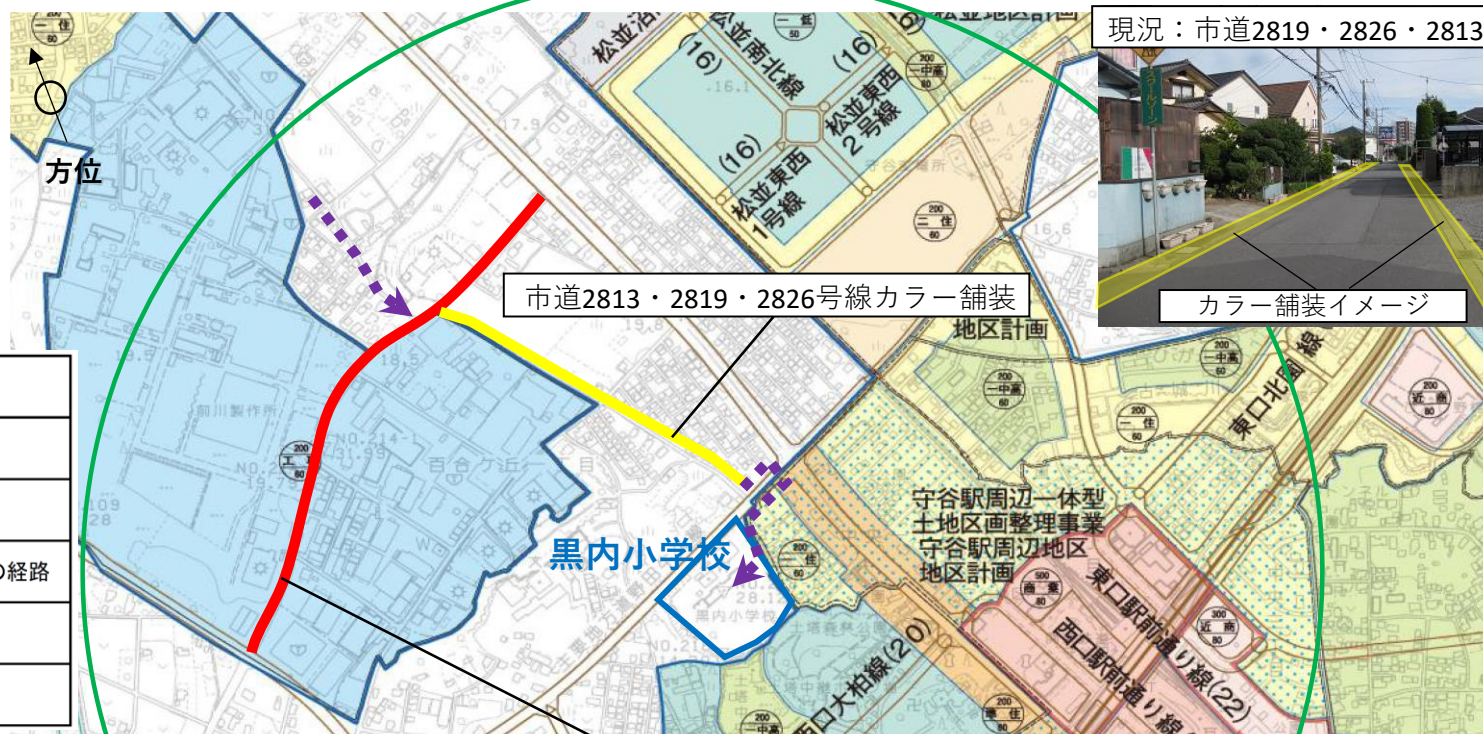
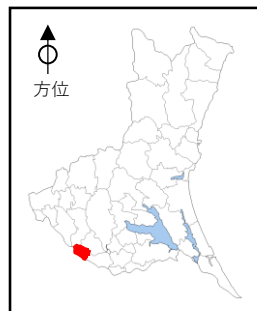


(様式6) 現況図 等

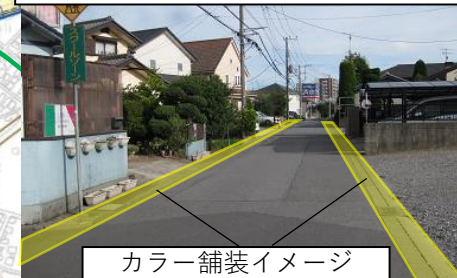


(様式6) 現況図 等

地区名	守谷市地区(茨城県守谷市)		面積	3,571ha	区域	守谷市全域	
事業区分	地区公共	事業名	市道211号線歩道新設、市道2813・2819・2826号線カラー舗装			事業地区	黒内小学校
事業概要	歩道新設(市道211号線W=6.5m⇒12.0m、L=870m)		カラー舗装(市道2813・2819・2826号線 W=0.3m×2、L=410m)				



現況：市道2819・2826・2813号線

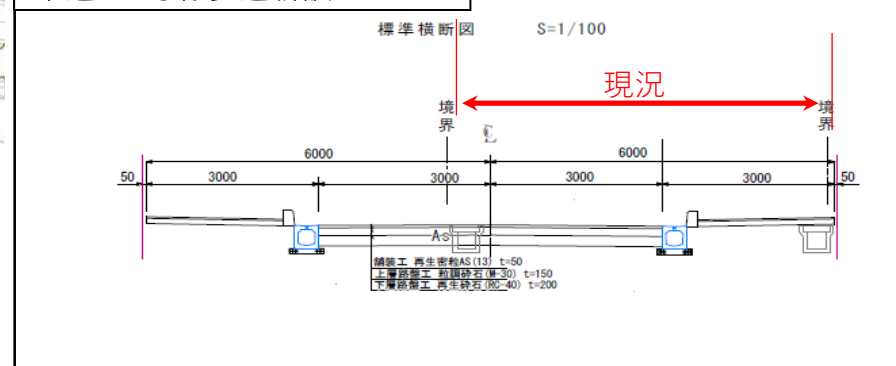


凡 例	
—	道路整備
—	道路カラー舗装
- - -	避難所(小学校)までの経路
 	避難所(小・中学校)
 	避難所半径1km範囲

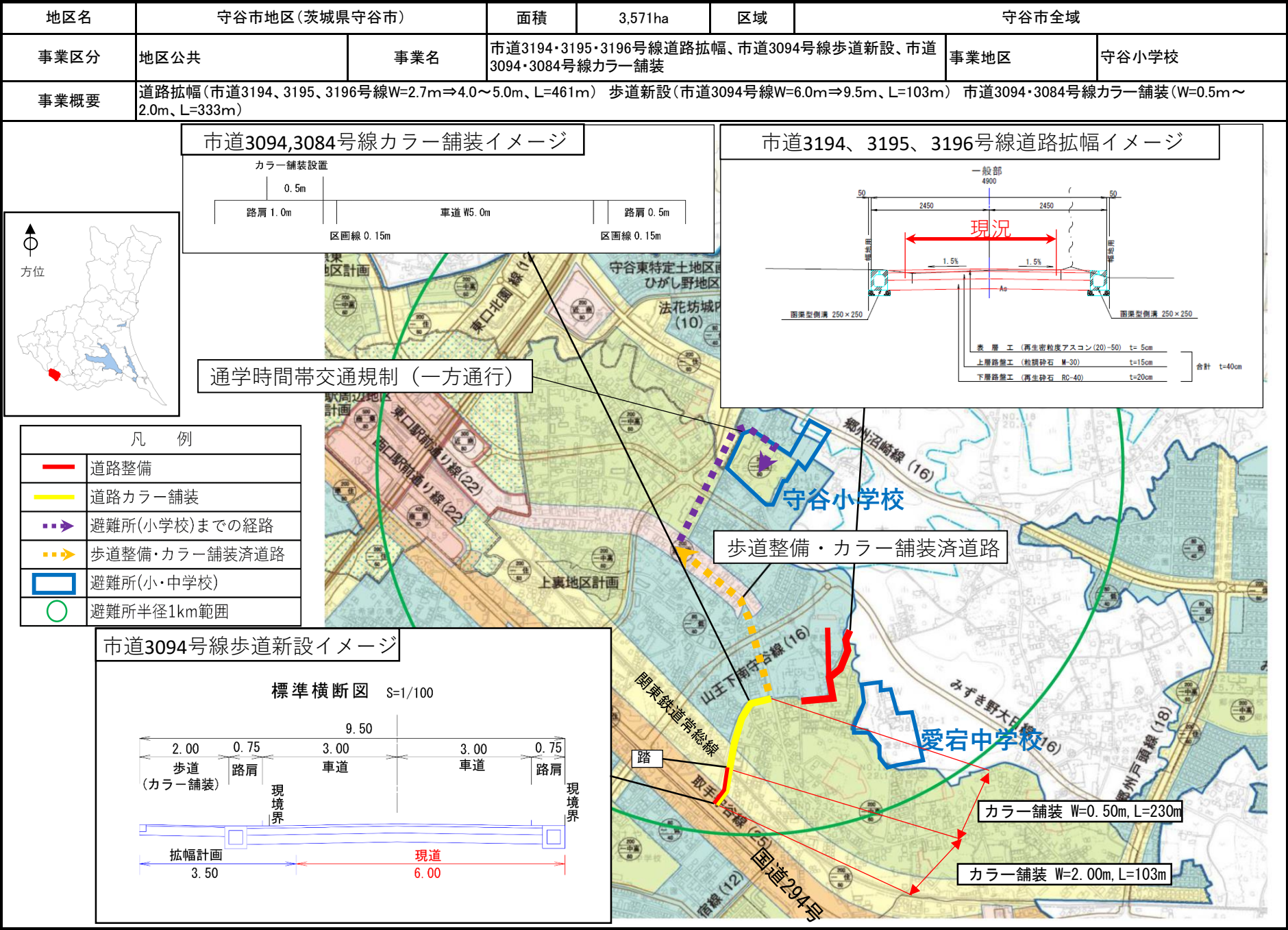
現況：市道211号



市道211号線歩道新設イメージ

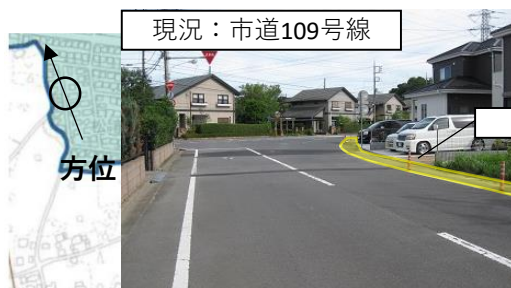
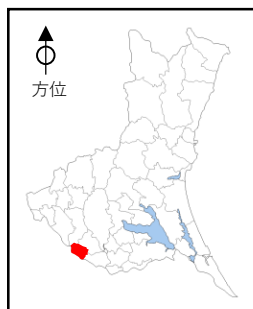


(様式6) 現況図 等



(様式6) 現況図 等

地区名	守谷市地区(茨城県守谷市)		面積	3,571ha	区域	守谷市全域	
事業区分	地区公共	事業名	市道109号線歩道拡幅、市道109・2257号線カラー舗装			事業地区	大井沢小学校
事業概要	歩道拡幅(市道109号線W=11.0m⇒11.8m⇒ 13.1m 13.6m、L=800m) カラー舗装(市道109号線W=0.5m、L=100m 市道2257号線W=0.3m×2、L=520m)						



カラー舗装イメージ

市道109号線カラー舗装

歩道整備済道路

大井沢小学校

市道2257号線カラー舗装

現況：市道2257号線

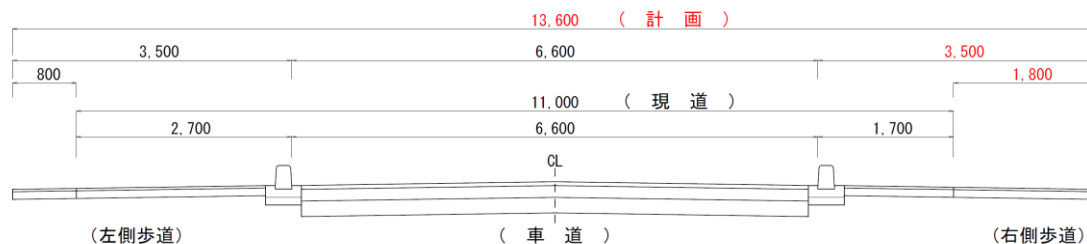
カラー舗装イメージ

凡 例	
	道路整備
	避難所(小学校)までの経路
	歩道整備済道路
	避難所(小・中学校)
	避難所半径1km範囲



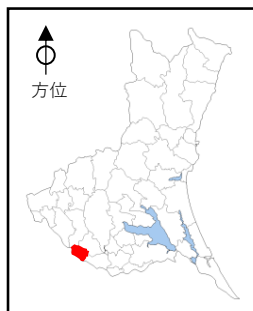
市道109号線歩道拡幅イメージ

標準断面図

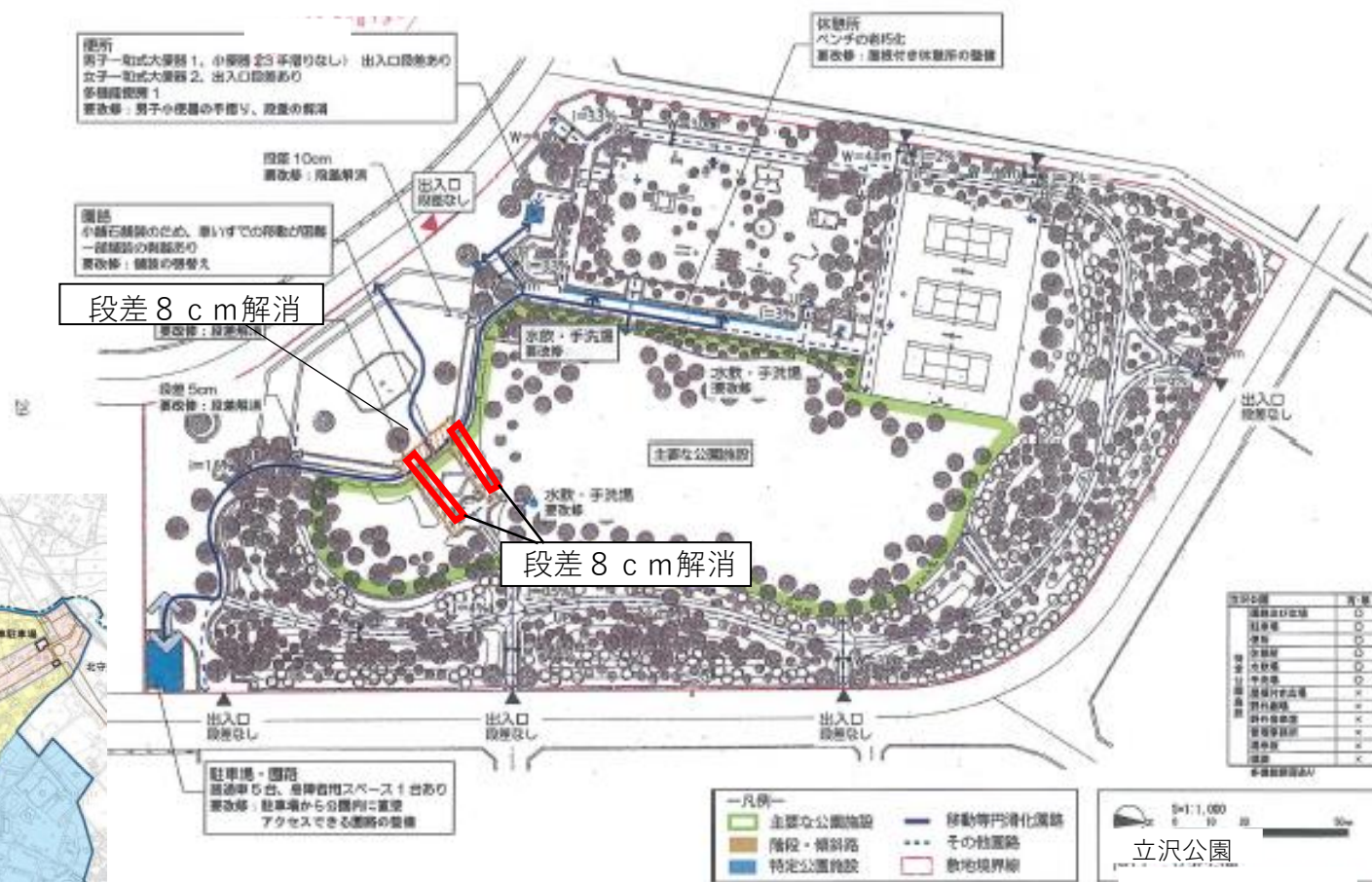


(様式6) 現況図 等

地区名	守谷市地区(茨城県守谷市)		面積	3,571ha	区域	守谷市全域	
事業区分	効果促進事業	事業名	防災空地整備(立沢公園)			事業地区	御所ヶ丘小学校
事業概要	一時避難、災害対策活動拠点整備のための段差解消						

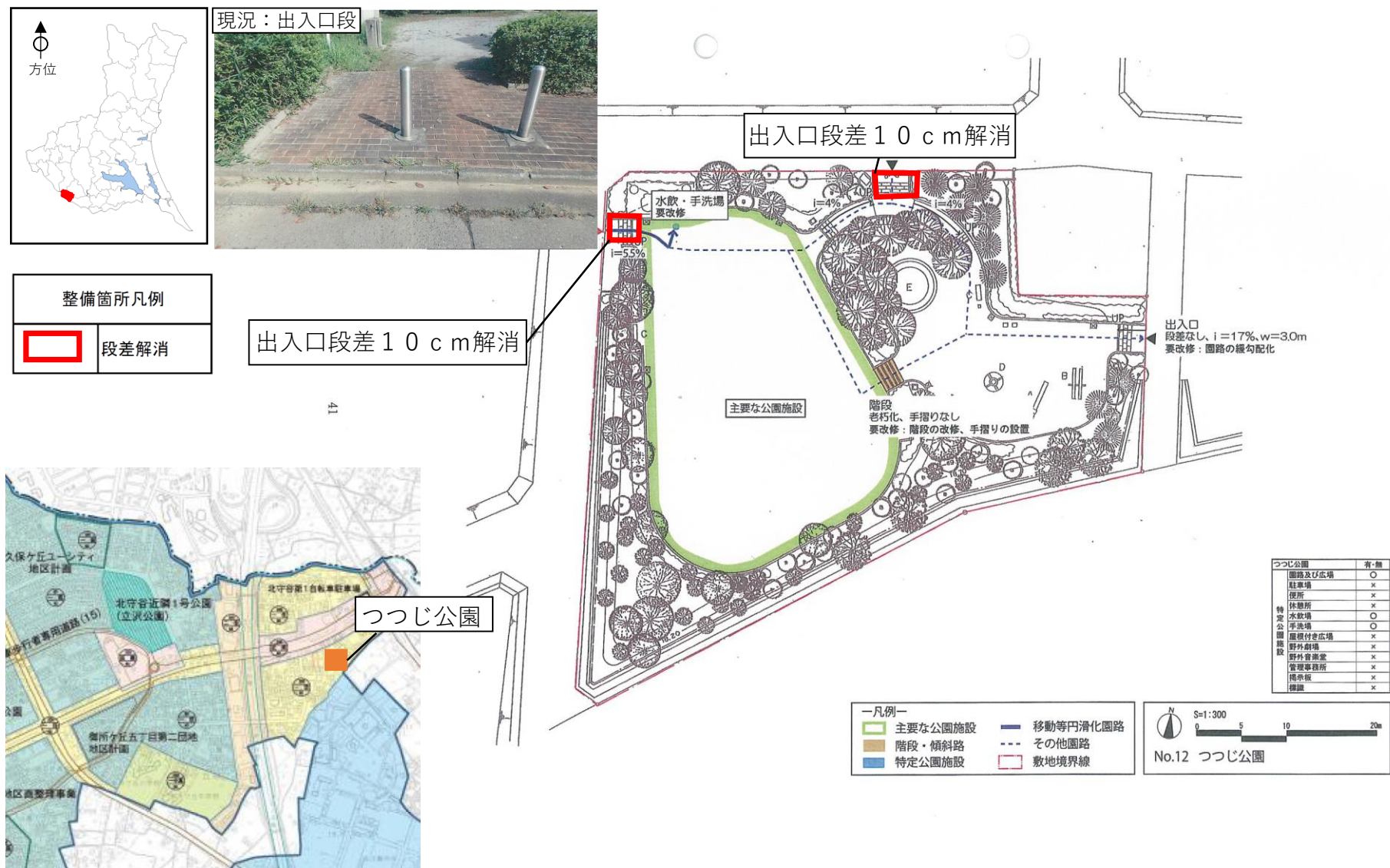


整備箇所凡例	
	段差解消



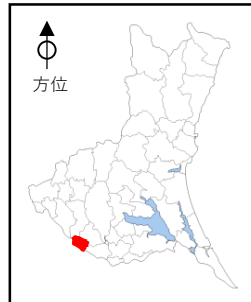
(様式6) 現況図 等

地区名	守谷市地区(茨城県守谷市)		面積	3,571ha	区域	守谷市全域	
事業区分	効果促進事業	事業名	防災空地整備(つつじ公園)			事業地区	御所ヶ丘小学校
事業概要	一時避難, 災害対策活動拠点整備のための段差解消						

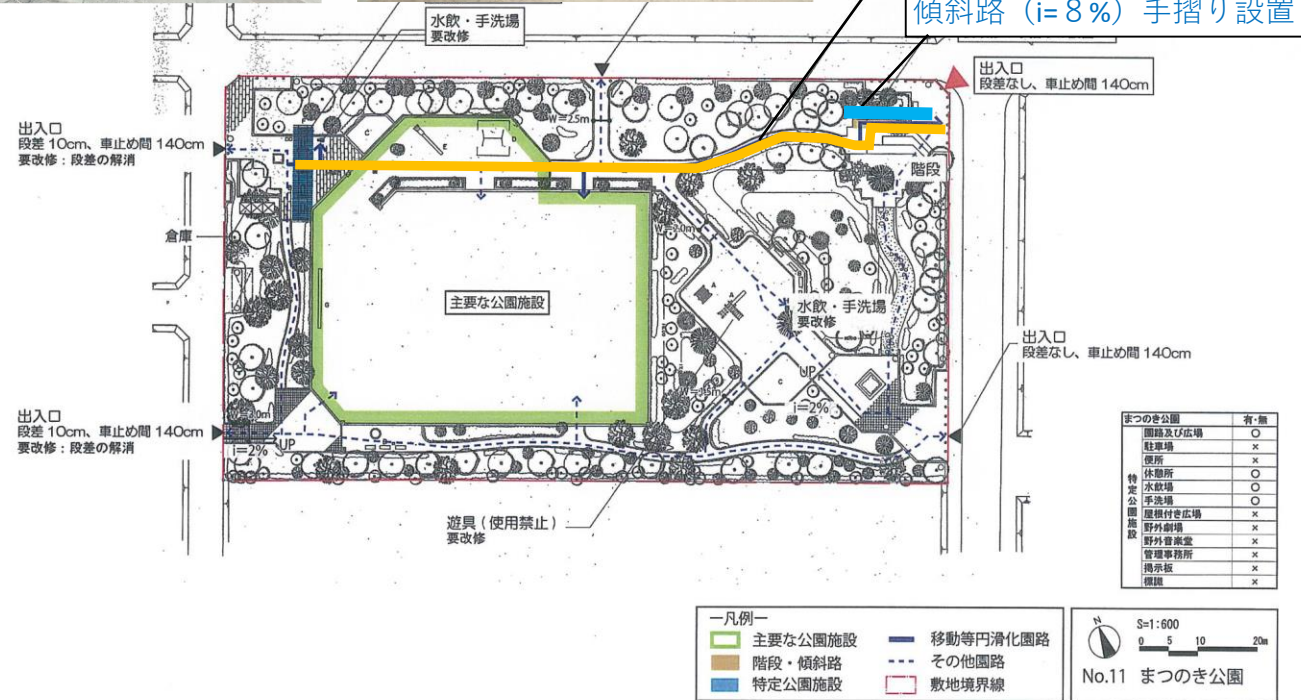
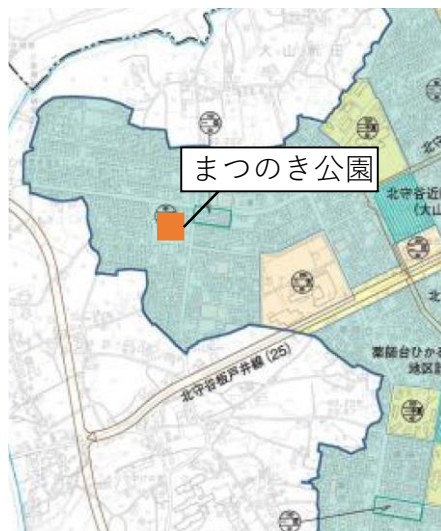


(様式6) 現況図 等

地区名	守谷市地区(茨城県守谷市)		面積	3,571ha	区域	守谷市全域	
事業区分	効果促進事業	事業名	防災空地整備(まつのき公園)			事業地区	松前台小学校
事業概要	一時避難、災害対策活動拠点整備のための園路拡幅・改修、傾斜路手摺り設置						



整備箇所凡例	
	傾斜路手摺り設置
	園路幅員拡幅・舗装改修

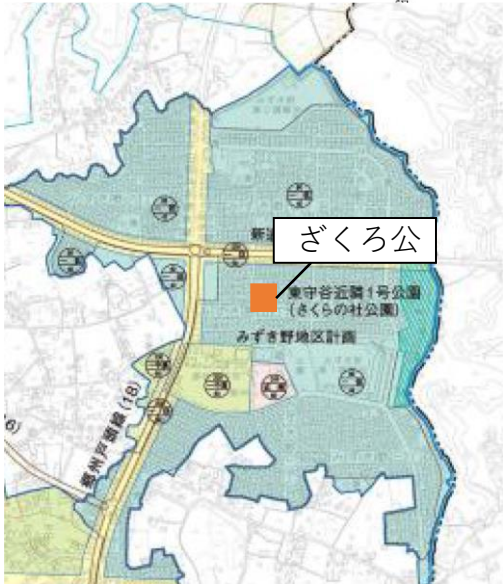


(様式6) 現況図 等

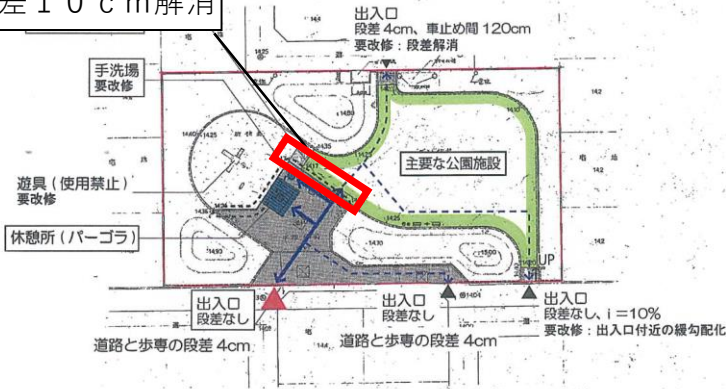
地区名	守谷市地区(茨城県守谷市)		面積	3,571ha	区域	守谷市全域	
事業区分	効果促進事業	事業名	防災空地整備(ざくろ公園)			事業地区	郷州小学校
事業概要	一時避難、災害対策活動拠点整備のための段差解消						



整備箇所凡例	
	段差解消



園路段差 10cm 解消



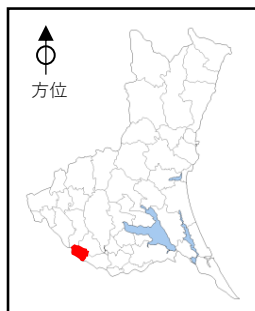
—凡例—	
	主要な公園施設
	移動等円滑化園路
	階段・傾斜路
	特定公園施設
	敷地境界線
	その他園路

ざくろ公園	有・無
園路及び広場	○
駐車場	×
トイレ	×
休憩所	○
水飲み場	×
手洗場	○
児童遊具広場	×
野球場	×
管理事務所	×
掲示板	×
標識	×

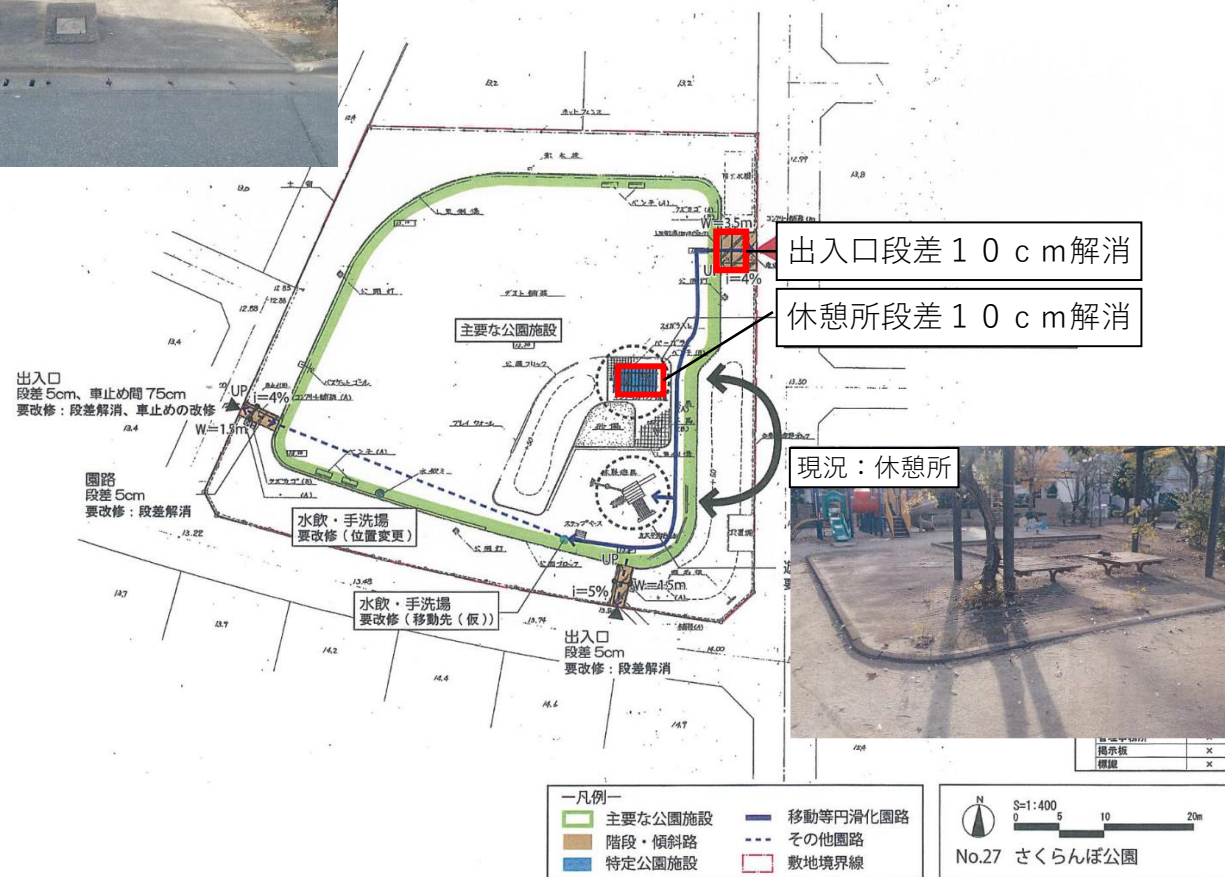
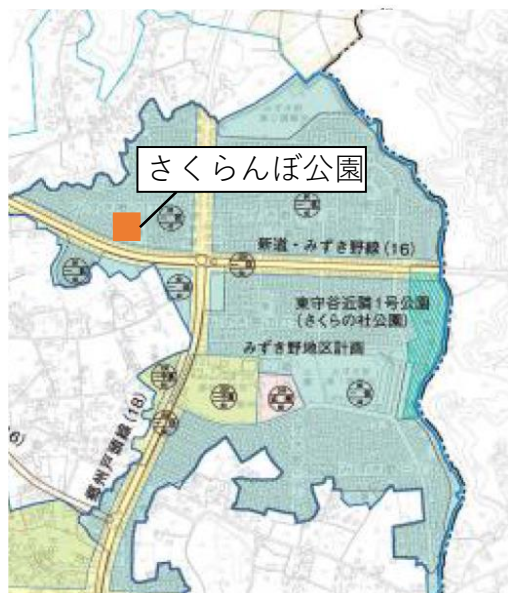


(様式6) 現況図 等

地区名	守谷市地区(茨城県守谷市)		面積	3,571ha	区域	守谷市全域	
事業区分	効果促進事業	事業名	防災空地整備(さくらんぼ公園)			事業地区	郷州小学校
事業概要	一時避難、災害対策活動拠点整備のための段差解消						



整備箇所凡例	
	段差解消

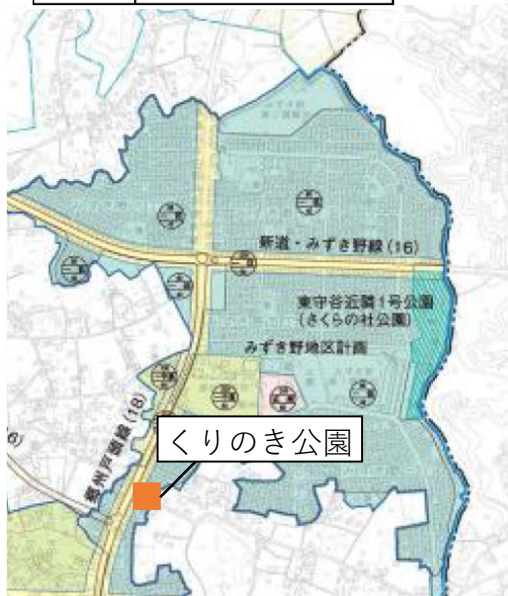


(様式6) 現況図 等

地区名	守谷市地区(茨城県守谷市)		面積	3,571ha	区域	守谷市全域	
事業区分	効果促進事業	事業名	防災空地整備(くりのき公園)			事業地区	郷州小学校
事業概要	一時避難、災害対策活動拠点整備のための段差解消、園路緩勾配化、園路張替え						



整備箇所凡例	
	段差解消
	園路緩勾配化
	園路飛石張り舗装の張替え

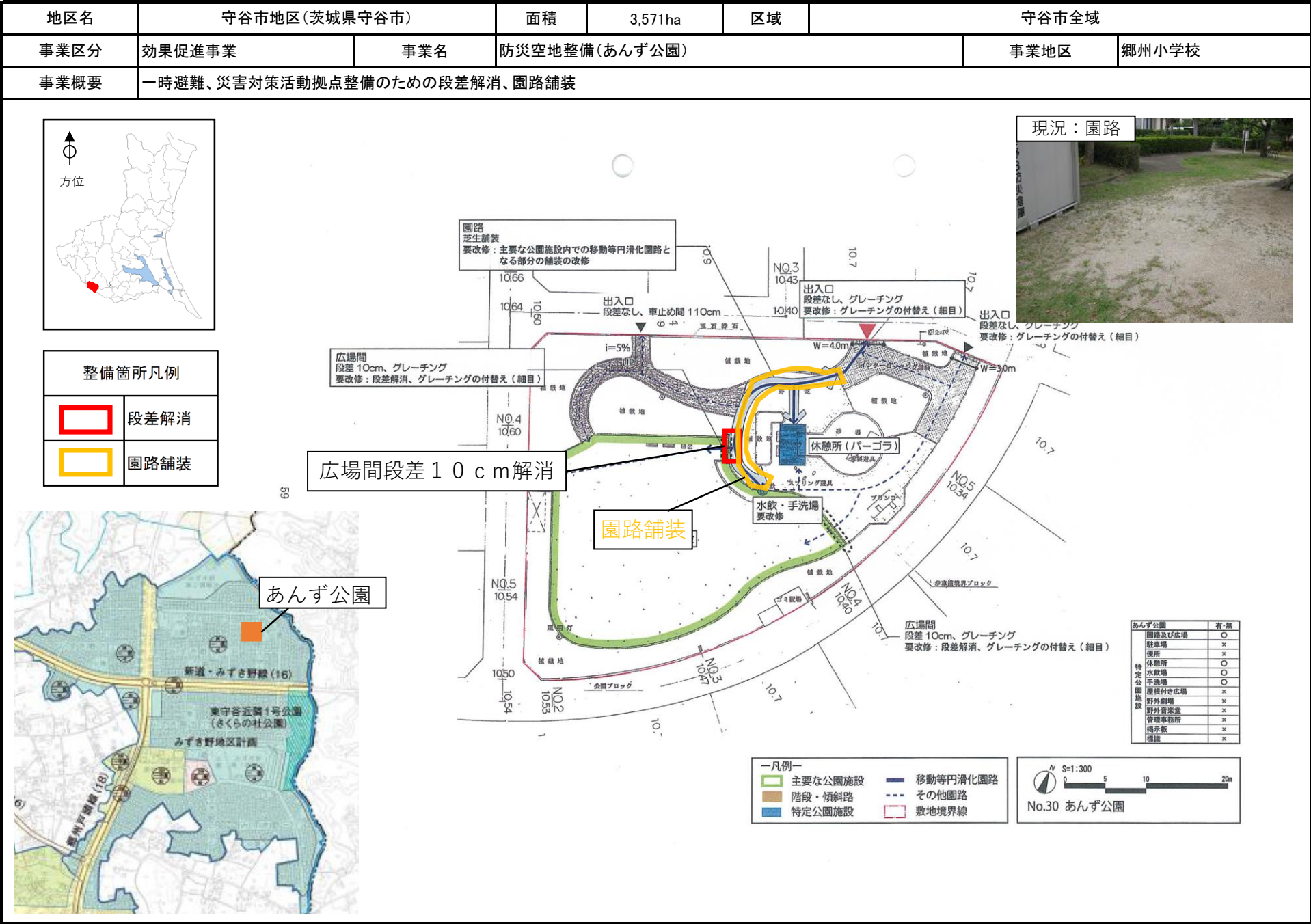


くりのき公園	
有・無	
園路及び広場	○
駐車場	×
トイレ	×
休憩所	○
水飲場	○
手洗場	○
屋根付き広場	×
野外劇場	×
野外音楽堂	×
管理事務所	×
掲示板	×
標識	×

一凡例一	
	主要な公園施設
	階段・傾斜路
	特定公園施設
	移動等円滑化園路
	その他園路
	敷地境界線



(様式6) 現況図 等



(様式6) 現況図 等

地区名	守谷市地区(茨城県守谷市)		面積	3,571ha	区域	守谷市全域	
事業区分	効果促進事業	事業名	防災空地整備(うららか公園)			事業地区	高野小学校
事業概要	一時避難、災害対策活動拠点整備のための段差解消						



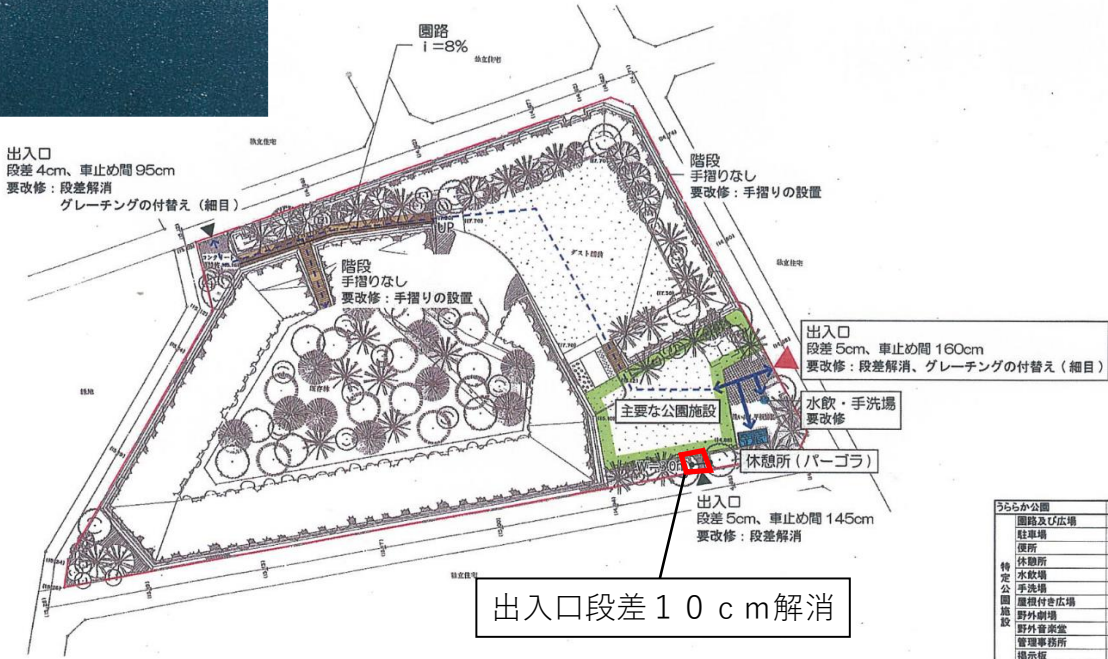
現況：出入口段差



整備箇所凡例



段差解消



出入口段差 10cm 解消

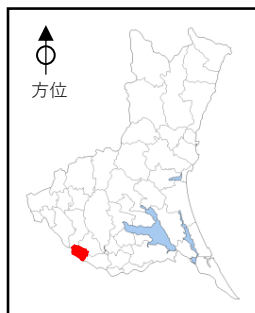
- 一凡例一
- 主要な公園施設
 - 階段・傾斜路
 - 特定公園施設
 - 移動等円滑化園路
 - その他園路
 - 敷地境界線

うららか公園	有・無
園路及び広場	○
駐車場	×
トイレ	×
休憩所	○
水飲場	○
特定公園施設	○
園路	×
園路付広場	×
野球場	×
野球場	×
管理事務所	×
掲示板	×
機材庫	×



(様式6) 現況図 等

地区名	守谷市地区(茨城県守谷市)		面積	3,571ha	区域	守谷市全域	
事業区分	地区公共・効果促進事業	事業名	防災倉庫整備・防災機材整備			事業地区	開智望小学校
事業概要	防災倉庫整備(開智望小学校1基)・防災機材整備(発電機2機、組立式トイレ2基、マンホールトイレ1基)						



【防災機材】



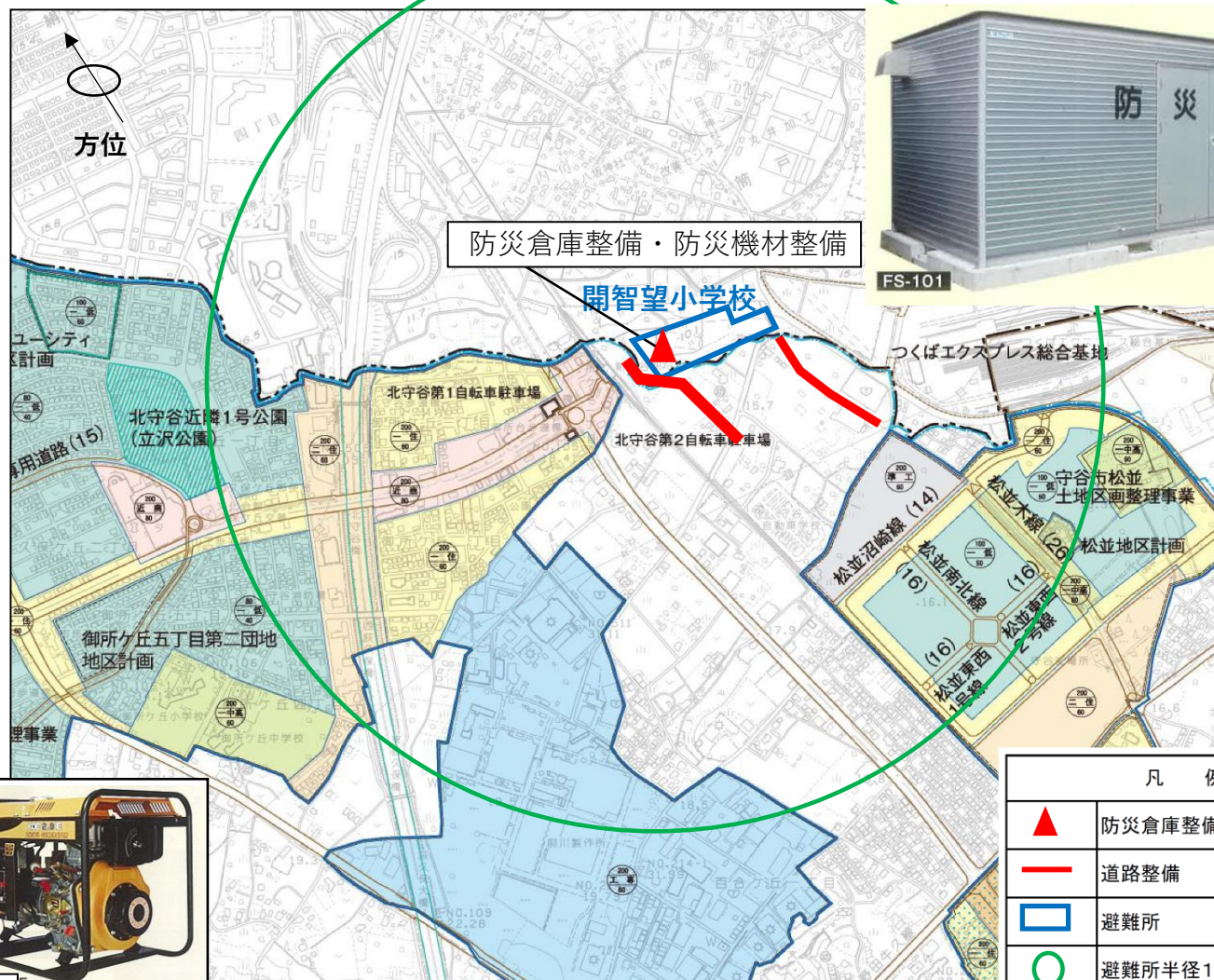
組立式トイレ



マンホールトイレ



発電



凡 例	
	防災倉庫整備
	道路整備
	避難所
	避難所半径1km範囲

(様式6) 現況図 等

地区名	守谷市地区(茨城県守谷市)		面積	3,571ha	区域	守谷市全域	
事業区分	地区公共・効果促進事業	事業名	防災倉庫整備・防災機材整備			事業地区	開智望小学校
事業概要	防災倉庫整備(開智望小学校1基)・防災機材整備(発電機2機、組立式トイレ2基、マンホールトイレ1基)						

【防災まちづくり拠点施設】 (開智望小学校避難所防災倉庫整

【目的】

守谷市松並土地区画整理事業(完了:平成29年3月)により、新たに造成された松並青葉地区(計画人口5,000人)の人口増加に対応するため、近接する開智

【防災倉庫概要】

アルミ製 幅2.4m×長さ6.0m×高さ2.3m(床面積14.4㎡)

【防災倉庫イメージ】

○設置イメージ



○内部イメージ

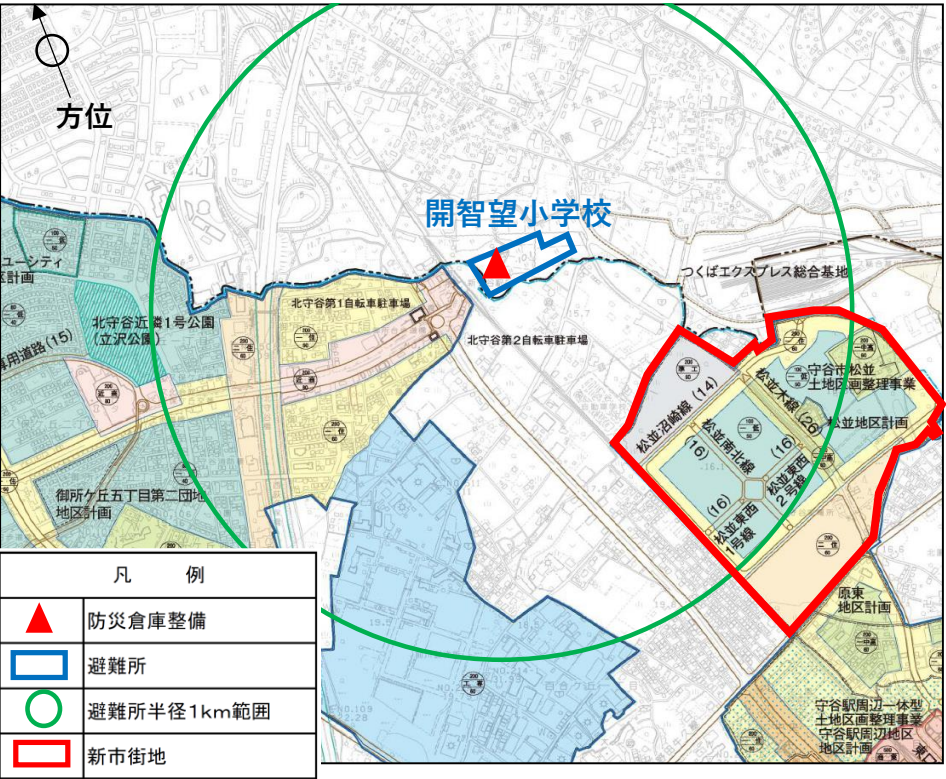


【主な防災機材・備蓄品】

マンホールトイレ、組立式トイレ、発電機、浄水機、水入れパック、飲料水、ビスケット、おかゆ、粉ミルク、哺乳瓶、衛生用品(生理用品・トイレットペーパー・紙おむつ)、毛布、救急箱、懐中電灯、スコップ、ビニールシート、万能はさみ、サイレン付きメガホン、トラロープ、チェーンソー、ジャッキ、ボール、ノコギリ、とび口、大ハンマー、ナタ、ガソリン缶、軽油缶、かまどセットなど

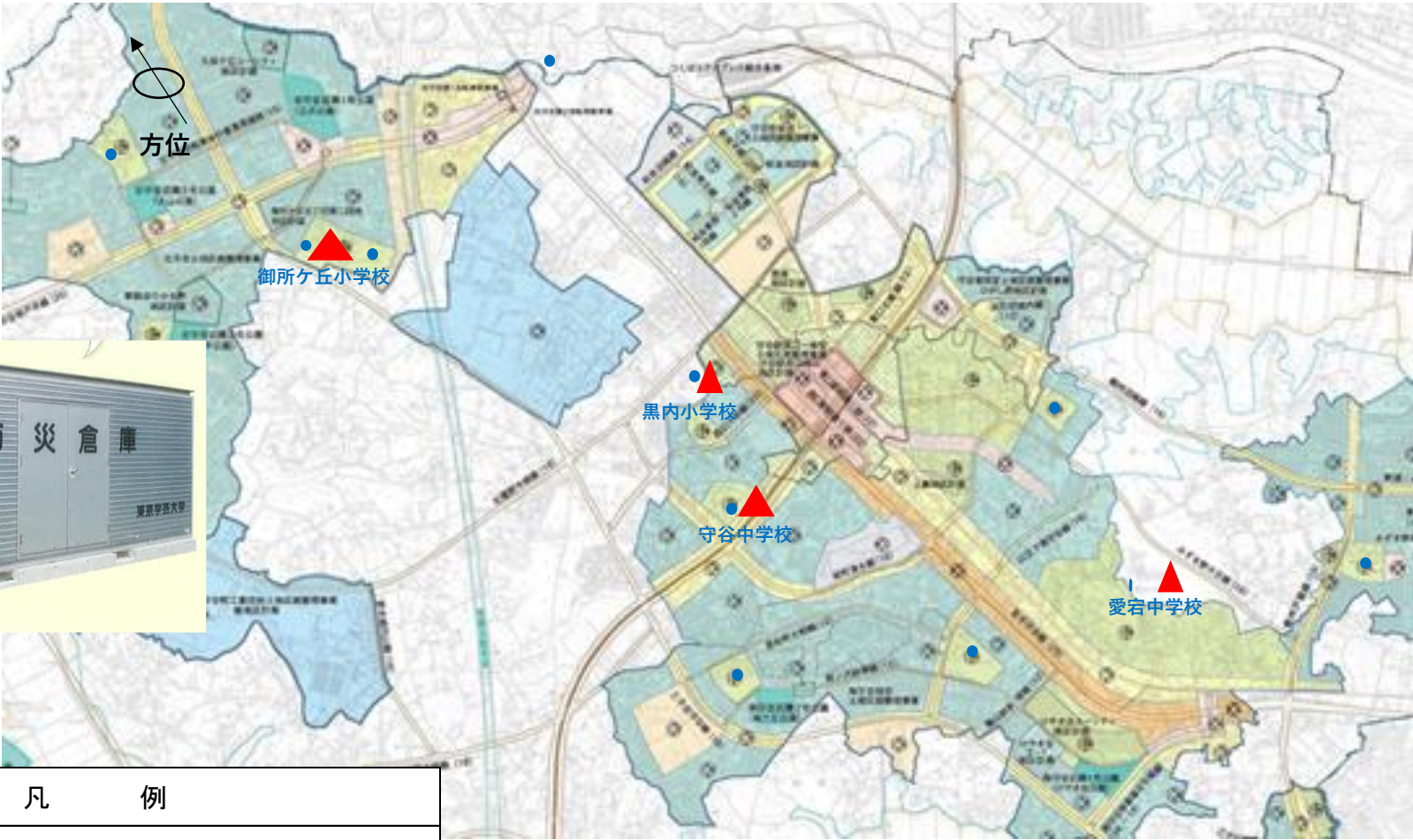
【トイレ設置数量根拠】

想定避難人口500人(松並青葉地区計画人口の1割)に対し、トイレ1基あたり使用想定人数を100人とし、必要数を5基と算定する。設置については、避難所の常設トイレ(2箇所)の不足分として、マンホールトイレ1基、組立式トイレ2基を設置する。



(様式6) 現況図 等

地区名	守谷市地区(茨城県守谷市)		面積	3,571ha	区域	守谷市全域		
事業区分	地区公共	事業名	防災倉庫整備			事業地区	守谷中学校・愛宕中学校 黒内小学校・御所ヶ丘小学校	
事業概要	防災倉庫整備4基(守谷中学校・愛宕中学校・黒内小学校・御所ヶ丘小学校)							



凡 例	
▲	防災倉庫整備
●	避難所 (指定避難所・指定緊急避難場所)

(様式6) 現況図 等

地区名	守谷市地区(茨城県守谷市)	面積	3,571ha	区域	守谷市全域
守谷市地域防災計画 (地震災害対策編) 令和 4 年 4 月		目次 第 3 防災組織等の活動体制の整備・育成……………3-3 第 4 情報・通信ネットワークの整備……………3-5 第 2 節 地震に強いまちづくり 第 1 防災まちづくりの推進……………3-9 第 2 建築物の耐震・不燃化の推進……………3-10 第 3 土木施設の耐震化等の推進……………3-11 第 4 ライフライン施設の耐震化の推進……………3-11 第 5 地震災害防止対策の推進……………3-15 第 6 危険物等施設の安全確保の推進……………3-16 第 7 文化財等の保護の推進……………3-17 第 8 事前復興対策の実施……………3-17 第 3 節 地震被害軽減への備え 第 1 緊急輸送手段の確保……………3-18 第 2 消防、救急・救助活動の強化……………3-20 第 3 医療・救護活動の整備……………3-22 第 4 被災者支援のための備え……………3-24 第 5 避難行動要支援者、要配慮者の安全確保のための備え……………3-30 第 6 帰宅困難者の安全確保のための備え……………3-34 第 7 燃料不足への備え……………3-36 第 8 廃棄物・汚水処理への備え……………3-37 第 4 節 防災教育・訓練 第 1 防災教育……………3-39 第 2 防災訓練……………3-41 第 4 章 地震災害応急対策計画 第 1 節 初動対応 第 1 職員の配備と動員……………4-1 第 2 災害対策本部等の設置等……………4-1 第 2 節 災害情報の収集・伝達・分析・報告 第 1 情報の収集・伝達・報告……………4-1 第 2 被害情報等の収集・集約・分析……………4-2 第 3 通信・情報手段の確保……………4-2 第 4 広報活動……………4-2 第 3 節 派遣・応援要請及び円滑な受援 第 1 自衛隊派遣要請・受入体制の確保……………4-2 第 2 応援要請・受入体制の確保……………4-2 第 3 防災関係機関等との連携……………4-3 第 4 節 被害軽減対策 第 1 緊急輸送手段の確保……………4-3 第 2 物流拠点の確保・運用……………4-3 第 3 消火、救急・救助活動……………4-4 第 4 医療救護活動……………4-4 第 5 対応能力向上活動……………4-4 第 6 財対措置……………4-5 第 7 燃料確保計画……………4-5 第 8 二次災害の防止策……………4-5			
		目-2			

(様式6) 現況図 等

地区名	守谷市地区(茨城県守谷市)	面積	3,571ha	区域	守谷市全域
-----	---------------	----	---------	----	-------

第3章 地震災害予防計画

第2節 地震に強いまちづくり

第1 防災まちづくりの推進

地震は突発的に発生し、被害は同時に広域的に発生する。このため、災害から市民の生命、身体及び財産守るために、災害に強い防災まちづくりを積極的に推進する。このため、緊急性・重要性の高いものから重点的・集中的に実施し、市全体の安全性の水準を段階的に引き上げていくことが必要である。

また、都市型災害に対応できる防災体制を確立するとともに建築物の不燃化や耐震性等の強化促進に努め、都市型災害に強いまちづくりを進める。

項 目	担 当 課
防災空間の確保	都市計画課、交通防災課、各施設担当課
防災拠点の整備	教育委員会、交通防災課
避難場所・避難経路の整備	建設課、交通防災課

1 防災空間の確保

大規模な公共空間や公園緑地は、火災発生時には延焼及び飛火を防止する延焼遮断帯となるとともに災害対策活動の拠点等になり、防災上の重要施設となる。

また、都市計画道路や一般市道は、災害時における避難経路、火災に対しては延焼及び飛火を防止する延焼遮断帯としての機能を持つとともに消防活動の場並びに救助活動の際の交通輸送路となることから、公園等の防災空間と一体的な土地利用を検討しながら整備を推進する。

2 防災拠点の整備

市は、小・中学校やその他公共施設等を防災対策拠点の一つとして整備充実を進める。

各施設とも、M C A 陸上移動通信システム、災害時優先電話を配備し、耐震性を強化するとともに、書棚・保管庫等の落下、転倒防止措置を講じるものとする。併せて主要な施設等には災害用井戸を設置し生活用水等を確保するとともに、防災倉庫を設置し防災資材・生活必需品を備蓄する等必要な資機材を整備する。

3 避難場所・避難路の整備

(1) 避難場所の整備

地震等による火災が発生し、一時的に空地等に避難する必要性が生じる可能性がある。このような場合に備えて、避難場所（本章 第3節 第4（2）①）を指定して、整備する。

(2) 避難路の整備

歩道を有する県道、幹線市道及び避難者宅と避難場所を結ぶ道路、これらの道路を含めて避難路とし、次の整備を図るものとする。

① 道路占有物（自動販売機等）やブロック塀等の実態把握と必要に応じ撤去等の啓発及び推奨

② 消防水利施設の整備（改修を含む）

③ 沿道建築物の耐震、耐火への啓発及び推奨

④ 違法駐車及び放置自転車の交通指導

第3章 地震災害予防計画

等の二次災害が予想される。そのため、地域特性に応じた都市計画を推進することにより、都市型災害防止と防災性を高めるため、建築物の耐火性の促進を図る。

3 液状化に伴う建築物の被害予防の啓発

地震による地盤の液状化から建築物の倒壊を予防するため、ホームページや広報紙等において、次のような啓発を行う。

① 基礎を一体の鉄筋コンクリート造とする。

② 締固め、置換、固結等有効な地盤改良を行う。

③ 基礎杭を用いる。

第3 土木施設の耐震化等の推進

項 目	担 当 課
道路施設の防災対策	建設課
河川施設の耐震化	建設課
農業用施設の耐震化	経済課

1 道路施設の防災対策

(1) 道路の防災対策

防災上の観点から、都市計画道路等の整備に併せて、道路の新設、拡幅等を進めるものとする。

また、斜面崩壊等の恐れのある箇所について、法面保護等の災害防止策を実施する。国道、県道については、それぞれの道路管理者に対して対策を要請する。

(2) 橋梁の防災対策

市管理道路（歩道含む）の橋梁部について、落橋防止装置の設置、橋脚補強等を実施する。

また、国道、県道については、それぞれの道路管理者に対して対策を要請する。

2 河川施設の耐震化

国土交通省、茨城県に対して、それぞれが管理する河川施設の耐震点検及び液状化対策等について要請する。

3 農業用施設の耐震化

農業用水路関連施設について、耐震性等の点検を実施し、耐震化を推進するよう関係機関に要請する。

第4 ライフライン施設の耐震化の推進

項 目	担 当 課
上下水道施設の耐震化	上下水道事務所
下水道施設の耐震化	上下水道事務所
電力施設の耐震化	各事業者
電話施設の耐震化	各事業者
ガス施設の耐震化	各事業者

3-9

3-11

(様式6) 現況図 等

地区名

守谷市地区（茨城県守谷市）

面積

3,571ha

区域

守谷市全域

第3章 地震災害予防計画

第4 被災者支援のための備え

災害発生後、避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き支援を必要とする被災者に対しては、収容保護を目的とした施設の提供が必要である。このため、避難所となる施設の指定及び整備を積極的に行う。

また、住宅の被災等による各家庭での食糧、飲料水、生活必需品の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。そのため、災害発生直後から被災者に対し円滑に食糧、飲料水、生活必需品の供給が行えるよう物資の備蓄並びに調達体制の整備を図る。その際、効率的な運営を行うための避難所の設置・運営マニュアルを整備する。

県内全域が被災するような大規模な災害が発生した場合には、近隣市町村やその他の関係機関との連携が機能しない事態が想定されるため、遠方の市町村等との広域連携体制の整備に努める。

災害発生後迅速な対応を図るとともに、多様な災害にも的確に対応するため、食糧等の備蓄品は集中管理するとともに、その他の備蓄品等は各地区の防災拠点施設で保管する。

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、季節に適合し、被災者の実状を考慮した物資の調達・確保を行うものとする。

事業所等においては、来客の安全確保、管理する施設の耐震性・耐火性の強化及び収容物等の転落防止等に取り組み、従業員等の安全確保に努める必要がある。さらに、防災訓練の実施や資機材の備蓄により災害等に備えることに努める。この際、高齢者や障がい者のほか、乳幼児、妊産婦などの要配慮者及び外国人、従業員等についての対応も考慮する。

県南総合防災センターは、生活救援物資及び備蓄品の迅速な供給が図れるよう努めるものとする。

項 目	担 当 課
避難所・避難場所の整備	交通防災課
食糧等・飲料水・生活必需品の供給体制の整備	交通防災課、経済課
応急給水・水道施設等の応急復旧体制の整備	上下水道事務所、交通防災課

1 避難所、避難場所の整備

(1) 指定避難所、指定緊急避難場所

① 指定避難所、指定緊急避難場所の指定

市における指定避難所と指定緊急避難場所は兼ねて指定しており、あらかじめ市民への周知徹底を図る。

指定避難所は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な施設を指定する。具体的には、物資の運搬、集積、炊事、宿泊の利便性を考慮し、学校、体育館、公民館等の公共施設とする。

また、学校を指定避難所とする場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、応急的なものであることを認識の上、施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

●「守谷市防災施設等（避難所、避難場所、緊急輸送道路）配置地図」（資料編：地－03－004）

3-24

第3章 地震災害予防計画

「指定避難所一覧」

名 称	住 所	電話番号	MCA 番号
守 谷 小 学 校	本町 858 番地	48-0035	007
大井沢 小 学 校	薬師台四丁目 12 番地	45-8383	008
大 野 小 学 校	野木崎 492 番地	48-0058	009
高 野 小 学 校（洪水時不適）	高野 1342 番地	48-0004	010
黒 内 小 学 校	百合ヶ丘二丁目 2349 番地	48-5976	011
御所ヶ丘小 学 校	御所ヶ丘五丁目 15 番地	48-6161	012
郷 州 小 学 校	みずき野五丁目 4 番地 1	48-5551	013
松前台 小 学 校	松前台二丁目 16 番地	45-5525	014
松ヶ丘 小 学 校	松ヶ丘四丁目 12 番地	48-8551	015
守 谷 中 学 校	百合ヶ丘二丁目 2675 番地	48-0034	016
愛 宕 中 学 校	本町 4325 番地の 2	48-6601	017
御所ヶ丘中 学 校	御所ヶ丘四丁目 16 番地	48-7891	018
けやき台中 学 校	けやき台五丁目 21 番地 1	45-7431	019
西板戸井田園都市センター	板戸井 1599 番地の 1	—	021
守 谷 高 等 学 校	大木 70 番地	48-6409	023
北守谷公民館	板戸井 1977 番地の 2	47-0111	022
北園保育所	松並 1557 番地の 1	48-4897	020
開智望小学校	つくばみらい市筒戸 3 4 0 0	38-6600	

② 耐震性の確保

指定避難所の施設で、昭和 56 年度以前に建築された建築物については、耐震診断を実施して必要に応じて耐震補強や改築に努めるものとする。

③ 指定避難所の整備

平常時に通常使用している設備（放送設備、学校の保健室、通信機材等）は、機材の落下・転倒防止措置を徹底しておく。また、避難所の設備については、出入口の段差の解消、やさしい日本語の表示や外国語との併記など要配慮者への対応を積極的に行う。

(2) その他の避難所等

指定避難所以外で、体調不良者等避難所、要配慮者避難所及びペット避難所、さらに状況により推奨される避難方法としての分散避難による「車両避難場所」を開設する。

① 体調不良者等避難所

名 称	住 所	電話番号	MCA 番号
守谷市中央公民館	守谷市百合ヶ丘二丁目 2540 番地の 1	48-6731	

② 要配慮者避難所

名 称	住 所	電話番号	MCA 番号
損害保険ジャパン（株） 守谷総合研修センター	守谷市松前台五丁目 3 番地	45-6000	

3-25

(様式6) 現況図 等

地区名	守谷市地区(茨城県守谷市)	面積	3,571ha	区域	守谷市全域
-----	---------------	----	---------	----	-------

第3章 地震災害予防計画

③ ペット避難所

名 称	住 所	電話番号	MCA 番号
もりや学びの里	守谷市板戸井 2418 番地	48-0525	

④ 車両避難場所

名 称	住 所	電話番号	MCA 番号
イオンタウン守谷	守谷市百合ヶ丘 3 丁目 249 番地の 1	47-0609	

(3) 避難場所

① 避難場所の指定

市は、被災者が火災やその他の危険から保護する場所である避難場所をあらかじめ指定し、市民への周知徹底を図る。

「避難場所一覧」

名 称	住 所
立沢公園	久保ヶ丘一丁目 21 番地
大山公園	松前台一丁目 19 番地
板戸井公園	薬師台四丁目 3 番地
松ヶ丘公園	松ヶ丘四丁目 4 番地
けやき台公園	けやき台四丁目 4 番地
さくらの杜公園	みずき野四丁目 14 番地
乙子公園	美園二丁目 4 番地
梅作公園	美園三丁目 13 番地
栄町公園	中央二丁目 6 番地 1

② 近隣市町村への避難に関する応援協定

必要に応じて、近隣市町村との応援協定を締結し、市外に指定避難場所の確保に努める。

(4) 避難行動要支援者に配慮した避難所の整備

自己の生命・身体を守るための対応力が不十分な障がい者、傷病者、高齢者のほか、乳幼児や妊産婦、日本語を解さない外国人等の要配慮者のうち、避難行動要支援者（災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者）に配慮した福祉避難所の確保に努めるとともに、適切な避難支援等（避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置）を実施するため、避難支援等関係者（取手警察署、守谷消防署、自治会、自主防災組織、民生委員、社会福祉法人守谷市社会福祉協議会、その他市長が認める団体等）の協力を得ながら、平時から避難誘導体制の整備、訓練の実施に努める。

2 食糧等・飲料水・生活必需品の供給体制の整備

基本的な考え方として、「自らの身の安全は自ら守る」ことが防災の基本であり、市民、事業所においても最低 3 日（推奨 1 週間）分の食糧等を備え、日用品は必要程度買い置きしておくことを原則として、これを推進していく。また、「自らの地域はみんなで守る」という共

3 - 2 6